

【自由研究発表】

スポーツ審判の法的問題に関する研究

吉田勝光
(松本大学)

1. 研究の目的

スポーツに審判（以下、「スポーツ審判」という）は欠かせない。ゴルフのような自己申告制のものもあるが、極めて例外的である。また、スポーツの質は、審判の良し悪しに影響されるところ大である。審判のレベルは、その国の競技のレベルに比例するとも言われている。近時、審判をめぐる、様々な問題が社会的に大きく取り上げられ、国際的にも、国内的にも話題を提供している。

ところで、過去にスポーツ審判を対象とした研究は、体育学的観点や社会学的観点、医学的観点等からの研究を含めれば相当数存在する⁽¹⁾。しかし、法的観点から検討する研究成果は極めて少ない。しかも、それらは、特定のテーマを取り上げるか、又はシンポジウム等で付随的に触れられる程度（選手が主体で、審判は関連して議論）であった。審判をめぐる法的問題を、横断的に取り上げ、考察する研究成果は見当たらないようである。そこで、本研究では、日本国内に関するものを中心にしつつ、法的問題を取り上げ、それらを概観しようとするものである。

なお、本研究では、スポーツ審判とは、スポーツにおいて、当該スポーツ種目におけるルールに従って、個々のプレー又は勝敗等について、一定の判断を示す権限を与えられた者を指すこととする。これらには、「審判」「審判員」「レフェリー」「アンパイア」「行司」等、様々な呼称がある。本研究では、基本的には、スポーツ審判の用語を使用するが、適宜「審判」

の表記や当該スポーツの審判相当職の呼称を用いる。

2 社会的に問題とされ、又は注目された事項

まず、最近のスポーツ審判をめぐる社会的状況を概観する。以下は、最近約5年間（2002年11月1日～2007年11月30日）の新聞報道を中心に整理し、分類したものである。

(1) 審判の資格

審判資格の拡大と年齢制限が話題となった。教員が指導者であると同時に審判員の役もこなしているのが学校部活動の現状である。教員の高齢化が進み、審判員の確保、教員の負担軽減が必要となった。そこで、サッカーは、審判員の資格を1998年から中高校生まで拡大したところ、最近では、国際主審への夢を持つ高校生も出てきている⁽²⁾。また、日本学生野球協会は、元プロ野球審判員が、高校や大学のアマチュア野球の試合で審判を務めることができるように、日本学生野球憲章に新規定を追加した⁽³⁾。他方、国際審判の定年は45歳であるが、W杯ドイツ大会で3位決定戦を担当した上川主審（当時43歳）は、翌年の国際連盟による国際主審候補者として登録申請を行わなかった⁽⁴⁾。同氏は、Jリーグの主審の定年は50歳であるが、ひざの故障もあって審判活動から引退した⁽⁵⁾。

(2) 審判の処遇等

プロ野球の審判員が加盟する連帯労組・プロ野球審判支部は、2003年3月、コミッショナー事務局でセ・パ両リーグと団体交渉を行った。年俸のベースアップ等の要求に対し、当局側がゼロ回答をしたため、公式戦開幕戦からのストライキ権行使も辞さないことを初めて通告した⁽⁶⁾。結局ストライキ権行使はなかった。しかし、同年末の契約更改交渉では、パリーグの審判員は、平均1.5%の昇給率で全員更改したものの、セリーグの審判員は、昇給率の低さ（2%強）でもめた⁽⁷⁾。

Jリーグが発足した1993年以降も審判はアマチュアのまま（多くが学校の教員）であったが、ようやく、専門職としての「プロ審判員」の養成を制度化するに至った⁽⁸⁾。2006年から、1人加わって、プロ審判員は

6人となった⁽⁹⁾。ラグビー界も、2007年度から1人をプロ化することを発表した⁽¹⁰⁾。

(3) 判の責務と権限

審判の責務について、2004年7月の名古屋場所・朝昇龍対琴ノ若戦について問題となった。琴ノ若の投げで朝昇龍の体が裏返しとなり天井を向く形になった。物言いの後、結局取り直しとなった。「その決着について判定を棚上げにして、取り直しとしたので興ざめた」と述べる評者もいる⁽¹¹⁾。審判間の判断の差についてみると、J1審判の警告・退場数を調べると、「プロ」の審判は多い⁽¹²⁾。判定（特にストライク・ゾーン）の広狭についても、プロ野球パ・リーグ審判は厳しい⁽¹³⁾。元・広島カーブ捕手の衣笠祥雄氏は、審判間に判定上の差があることを認めている⁽¹⁴⁾。特定の競技者やチームへの有利な判定も問題となる。WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）では、地元チームの米国に有利な判定が行われた。日本対米国戦で3塁走者が行ったタッチアップを、主審が早すぎるとして、最初にセーフと判断した2塁塁審の判定を覆し、また、メキシコ対米国戦のボール直撃弾を2塁打と判定した⁽¹⁵⁾。

(4) 誤審

審判の判断が最終的であることはスポーツ界のが常識である。例えば、『公認野球規則（2007年版）9・00審判員 9・02審判員の裁定（a）「審判員の判断に基づく裁定は最終のものである」と規定する。したがって、たとえ誤った判断（判定ミス、採点ミス）であっても、覆ることは想定されていない。しかし、実際には、判定いかんにより勝敗の行方が逆転することもあることから、誤審は社会的に話題とされることが多い。次のように多くの例を示すことができる。

プロ野球のヤクルト対横浜戦で、ラミレスの中堅への飛球を本塁打とミスジャッジをし⁽¹⁶⁾、高校野球埼玉県大会で四球を「3ボール」とした⁽¹⁷⁾。サッカーでは、全国高校サッカー選手権岡山県大会（水島工業高校対作陽高校戦）では、ゴールラインを割っていたのにゴールを認めなかった⁽¹⁸⁾。関東大学ラグビーの慶大対帝京大戦で、ロスタイム表示にミスがあり、ロスタイムが半減し、慶大が3点差で敗れた⁽¹⁹⁾。陸上審判員が周回計測ミ

スをしたため、2種目で再レースが行われた⁽²⁰⁾。

(5) 誤審防止

日本では、次の対策が検討された（審判養成等による誤審防止は次項）。誤審を防止するために、映像（ビデオ）の導入が各種スポーツで検討されてきている。柔道では、男子柔道の嘉納杯国際大会で、判定の材料としてビデオが試験的に導入されることになった⁽²¹⁾。全日本柔道連盟は、国際ルールである審判委員制度とビデオによる確認を、国内ルール（講道館柔道試合審判規程）にも導入することを決めた⁽²²⁾。

プロ野球では、巨人対ロッテ戦で本塁打が3塁ベースの踏み忘れで取り消された問題で、巨人の清武球団代表は、映像資料も添付して抗議書をセ・リーグ連盟に提出した。映像があったからアピールできたとして、判定へのビデオ導入も改めて提言した⁽²³⁾。プロ野球実行委員会は、2007年春のオープン戦に限り、判定が難しい本塁打について実験的に判定補助としてリプレー映像を活用することとした⁽²⁴⁾。

ビデオ以外の誤審防止策も検討され、新しい組織体制・人的配置や用具の工夫の動きもある。日本体操協会が、体操及び新体操の国内大会で適正な採点が行われるように監視する上級審判部を新設することを決定した⁽²⁵⁾。上記全日本柔道連盟の審判委員制度の採用もその一つである⁽²⁶⁾。プロ野球実行委員会の小委員会である事業委員会は、判定トラブルが多発したことから審判の評価委設置を検討することとなった⁽²⁷⁾。

また、日本サッカー協会第2種大会部会は、第81回全国高校選手権の9会場のうち、2会場のゴール形状が、岡山県決勝で使用していたものと同じであったことから、同様の誤審を避けるために、シュートしたボールが支柱ではね返らないように、衝撃を吸収する帯状の布を取り付けることを決めた⁽²⁸⁾。

(6) 審判技術の向上・審判の育成

プロ野球の12球団監督会議では、前半戦で判定をめぐるトラブルが目立ったため、セ・リーグを中心に審判の技術、質向上を求める意見が相次いだ⁽²⁹⁾。高校野球では、全国高等学校野球選手権大会（地区予選）前に各地で審判講習会が開催されている⁽³⁰⁾。

サッカーでも、アジアの審判の技術のレベルが向上しないこと⁽³¹⁾、プロ審判の育成が遅れていること⁽³²⁾を憂慮し、様々な試みが行われている。日本サッカー協会は、2003年プロ審判育成カレッジを設立することとし⁽³³⁾、JFAレフェリーカレッジの第1回講習会が2004年1月にスタートした⁽³⁴⁾。また、Jリーグは、プロ審判に対して合宿を実施した⁽³⁵⁾。日本サッカー協会は、選手の育成で効果をあげたトレーニングセンター制度を審判にも適用することとし、全国規模で立ち上げることを決めた⁽³⁶⁾。

日本トップリーグ連携機構でも、スポーツ種目の枠を超えて審判研修を実施し、9リーグから40人が参加した⁽³⁷⁾。

(7) 審判の八百長・不正関与

この種の事件は、日本では余り見られず、海外に多い。日本では、八百長の事件は見当たらなかったが、審判に不正（特定の者への有利な判定）を行うよう圧力をかけたと疑われる事件があった。2005年3月、日本ボクシングコミッション（JBC）は、JBC中部地区事務局事務局長を無期限職務停止とした。特定のジムの選手を勝たせるように審判に再三命じていたとの疑惑が持たれたためである⁽³⁸⁾。

(8) 審判の事故

審判が、試合等で事故に遭遇することがある。例えば、2005年7月には、少年サッカーの試合後に審判が呼吸困難に陥り、病院に運ばれたが、熱中症で死亡した⁽³⁹⁾。

(9) 審判に対する加害行為

審判への加害行為は、批判・侮辱的発言・不満・暴力等様々である。審判への批判としては、2007年秋季リーグ戦で、早大の応武監督が、優勝を争った早慶戦の際に、審判批判を繰り返した事件がある。同監督は、サヨナラ負けした試合後、ストライク、ボールの判定について批判をしたというものである⁽⁴⁰⁾。また、2005年のプロ野球日本シリーズ第1戦・ロッテ対阪神戦が、濃霧でコールドゲームとなったが、阪神ファンは「最後まで試合やれ」と怒声を浴びせた⁽⁴¹⁾。依然、審判への暴力行為はなくならず、上記連帯労組・プロ野球審判支部は、2002年11月の日本野球機構との団体交渉で、審判員への暴力行為をなくしてほしいと訴えた。同年、審判

員への暴力行為で7件が退場処分になっている⁽⁴²⁾。

(10) 審判の選考

アジア・サッカー連盟(AFC)は、2006年のサッカーW杯ドイツ大会から主審と2人の副審を同じ国の審判員で構成するとの国際連盟の方針に反対するとの声明を発表し、同時に各試合の審判員は同じ国からではなく、同じ地域から選出して構成する方法を提案した⁽⁴³⁾。同大会の主審の最終選考会が、44人の候補者が体力測定や筆記試験を受け、終了した。日本からは、前回の日韓大会で主審を務めた上川徹氏が参加し⁽⁴⁴⁾、主審に選ばれた⁽⁴⁵⁾。今大会から、同じ大陸連盟の主審、副審2人が3人1組の審判団を構成することとなったが、円滑な意思疎通で正確なジャッジを目指すことが目的であった⁽⁴⁶⁾。誤審がその後の選任に大きく影響する。国際レスリング連盟は、女子レスリング世界選手権の浜口京子戦で不可解な判定をした審判を五輪の審判から除外した⁽⁴⁷⁾。

(11) 審判の行う加害行為

審判は、選手や観客から被害を受けるケースが多いが、ときに加害者となることがある。松山の私立高校の教師が愛媛県迷惑防止条例違反容疑で逮捕された。路上でみだらな言動を行ったもので、愛媛県高校総体では走り幅跳び等の跳躍種目の審判責任者であった⁽⁴⁸⁾。札幌学生野球連盟の幹部審判員が、審判控室を訪れた大学野球部女子マネージャーの尻を手で触れたため、セクハラを疑わせる行為として、嚴重注意を受け、同シーズンの残り試合を謹慎とする処分を受けた⁽⁴⁹⁾。

(12) 審判の処分

審判は、その職にふさわしくない行為等があった場合に処分を受ける。例えば、プロ野球のセ・リーグ審判部長が、ラミレス(ヤクルト)のセンターへの飛球を本塁打とミスジャッジしたことに対し嚴重警告処分を受けたり⁽⁵⁰⁾、プロサッカー審判の家本主審に、日本サッカー協会審判委員会は、判定に一貫性が無いとして、1か月の研修期間を与え、Jリーグの審判を割り当てないことを決定したこと⁽⁵¹⁾がある。

(13) 審判と広告・スポンサー

日本ラグビー協会とNHKは、2005年2月の日本選手権の放送に関す

る協定書を取り交わしており、そこには、マスメディアの社名をジャージーの胸に入れることを禁止していた。NHKは、準々決勝・トヨタ自動車対早大戦を生放送で予定していたが、審判員が着るジャージーの胸に新聞社名が入っていたので、急遽放送時間を翌日の録画放送に変更した⁽⁵²⁾。その後、NHKは、一転、視聴者からの要望で、生放送をすることを決めた⁽⁵³⁾。当初の予定通り、準々決勝は生中継された⁽⁵⁴⁾。NHKは、準々決勝では、審判員の胸に付いた新聞社名を写さないように工夫をしていた⁽⁵⁵⁾。その後の準決勝、決勝も朝日新聞の社名を審判員のジャージーに付けたまま生中継することで決着した⁽⁵⁶⁾。サッカーJ1チームの大分のユニフォームには、契約交渉がまとまらず、スポンサーが決まらなかったため、開幕戦はロゴがないこととなった⁽⁵⁷⁾。また、中学校スキーでは、費用不足をまかなうために、全国中学スキー大会でのゼッケンスポンサーの導入を特例として決めた⁽⁵⁸⁾。

(14) 女性審判

アジアで初の世界女性スポーツ会議が2006年5月に熊本市で開催された。指導者のみならず、審判についても女性比率が低く、日本オリンピック委員会(JOC)によれば、JOCと日本体育協会に加盟する100余の競技団体等に登録された女性の指導者及び審判は16%に留まる。この傾向は、日本にも限らない。国際オリンピック委員会(IOC)は傘下の団体で女性役員を全体の2割以上に増やす目標を掲げたが、その期限であった2005年を経過しても、IOCを含むほとんどの団体で達成できていない⁽⁵⁹⁾。同記事が指導者のみならず、審判にも言及していることは注目に値する。

3 審判に関する法的問題

以下では、法的問題となりうる主な事項又は関連事項を取り上げ、若干の検討をしたい。

(1) 審判の資格に関して

審判資格の拡大、年齢制限とも、基本的には、各スポーツ団体の裁量に

